

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年5月25日認可した。

平成24年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市庵治町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）湯谷東農道地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）鎌野農道地区